

「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例の一部を改正する条例要綱案」に関する意見

F L Bびわ湖自然環境ネットワーク 代表 寺川庄蔵

1. 外来魚リリース禁止違反に対して罰則を課すこと。(第 18 条関係)

理由：十分な啓発周知期間をおいたが、未だにリリースが行われている。ボランティアが行う外来魚駆除釣り大会等となり、違反しても罰則がないために大人が故意にリリースしている現状では、青少年に与える悪影響ははかりしれない。法治国家においては条例違反を故意に行う確信犯に対しては厳罰化が必要。

(要改正条項)

第 26 条第 1 項 次の各号のいずれかに違反したものは、30 万円以下の罰金に処する  
第 3 号第 18 条の規定に違反した者

2. ワーム等プラスチック製擬餌の使用を禁止し過料 (3 万円以下) を課すこと。(第 21 条の 2 新設 関係)

理由：湖上で喪失されるワーム類は大部分が回収不可能であり、分解しないものは湖底のゴミとなり毎年確実に蓄積し続ける。このままワーム類の使用を放置しては琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継ぐことができない。

(要改正条項)

第 21 条の 2 として「ワーム等プラスチック製擬餌の使用禁止」を設け、  
第 29 条第 3 号 として 第 21 条の 2 の規定に違反した者 とする

3. プレジャーボート航行規制水域は原則琵琶湖全域湖岸域を航行規制すること。原則、湖岸から 350m は航行禁止として、適正なマリーナ業者等の施設からの入出艇区間のみを航路として設定すること。(第 12 条第 1 項第 1 号関係)

理由：県案の各種条件での規制をかけた場合、現行でもわかりにくいと指摘されている航行規制がさらにわかりにくくなる。湖辺域の生活環境の保全、生態系の保護、適正な利用環境の確保の観点から全域を規制し、利用者を管理できる適正な事業者が管理するマリーナ等の前に限って航路を設けるべき。

(要改正条項)

第 12 条第 1 項第 1 号

琵琶湖全域の湖岸から生活環境保全、湖岸域の生態系の保護、適正な利用者の利用環境の確保に必要なと認められる距離をおいた水域

4. プレジャーボートの改造違反について、罰則を課す（第16条関係）

理由：故意に著しく騒音を出す者に対するの厳罰化は必要。

（要改正条項）

第26条第1項 次の各号のいずれかに違反したものは、30万円以下の罰金に処する  
第2号 第16条の規定に違反した者

5. 操船者の遵守事項違反について、過料を課す（第17条第1項から第4項関係）

理由：仮に過失にあっても、琵琶湖の環境への影響を勘案すると過料を課すことが適当。

（要改正条項）

第28条第1項 次の各号のいずれかに該当するものは、5万円以下の過料に処する  
第2号 第17条第1項から第4項の規定に違反した者

なお、平成22年10月6日嘉田知事宛提出の提案書にある以下3点については、琵琶湖を本気で守るためには極めて重要であり、可及的すみやかに条例の再改定をおこなうこと。

1. プレジャーボート2サイクルエンジン使用禁止および航行規制について

提案：利用者に対してはマリーナ等の適正な施設からの出艇の義務づけ、マリーナ業者に対しては利用艇および利用者管理を義務づける。

手法：①全ての利用艇はマリーナ登録制として、マリーナごとに色分けした大型登録ナンバーシールを貼付させる。

②操船者のマリーナごとに色分けしたナンバー入りゼッケン着用させる。

③県および県警は、①②なき利用者および航行規制違反の利用者は即時に退去を命じ、違反者には即罰を課し、利用者管理が不十分なマリーナについては指導を行う。

2. バス釣り リリース禁止について

提案：バスボート業者への年間回収量の義務づけとバス釣り大会等でリリース禁止の徹底をはかる。

手法：①バスボート業者へ規模に応じて年間での回収量を義務づける。

②バス釣り大会等の主催者に対し、大会参加者から外来魚全量回収を義務づける。

3. レジャー利用に伴う環境負荷の削減について

提案：レジャー利用エンジン付きプレジャーボートの削減

手法：CO2排出量削減および世界遺産への登録に向け、段階的にエンジンの出力規制を行うことでエンジン付きプレジャーボート数を削減する。

以上